

徳島県埋蔵文化財人材バンク設置要項

(目的)

第1条 この要項は、埋蔵文化財に係る知識や経験を有する県及び市町村の退職者や地域人材の情報を把握し、公益財団法人徳島県埋蔵文化財センター（以下「センター」という。）における発掘調査業務や出土資料整理業務等に従事する有期雇用職員の採用を円滑に行うことを目的に、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、徳島県埋蔵文化財人材バンク（以下「バンク」という。）を設置する。

(管理運営体制)

第3条 バンクの運営に係る庶務は、未来創生文化部文化資源活用課において処理する。

2 文化資源活用課においては、徳島県教育委員会及び関係機関等と連携し、人材情報の収集やセンターへの情報提供等を行う。

(登録対象者)

第4条 バンクに登録できる者（以下「登録対象者」という。）は、有期雇用職員としてセンターでの採用を希望する者であって、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 県を定年又は早期退職募集制度により退職する職員（教育職員を含む。以下同じ。）及び既退職者のうち、埋蔵文化財に係る知識や経験を有する者
- (2) 市町村を定年又は早期退職募集制度により退職する職員（教育職員を含む。以下同じ。）及び既退職者のうち、埋蔵文化財に係る知識や経験を有する者
- (3) センターにおいて埋蔵文化財調査業務に従事した経験を有する者
- (4) 県内外の大学や埋蔵文化財センター等研究機関又は自治体において埋蔵文化財調査業務に従事した経験を有する者

(登録情報)

第5条 バンクに登録する情報は、登録対象者の氏名、住所、年齢、電話番号、経歴及び保有する資格等（以下「登録情報」という。）とする。

(登録手続)

第6条 登録対象者は、人材登録票（様式第1号）を、郵送、電子メール等により文化資源活用課長に提出するものとする。

2 文化資源活用課長は、前項の登録票を受理した時は、その内容を確認のうえ、バンクへの登録を行うものとする。

(登録情報の変更)

第7条 バンクに登録された者（以下「登録者」という。）は、登録情報に変更が生じた場合は、速やかに、郵送、電子メール等により登録変更届（様式第2号）を、文化資源活用課長に提出するものとする。

2 文化資源活用課長は、前項の登録変更届を受理した時は、その内容を確認のうえ、バンクの情報を更新するものとする。

(登録情報の削除)

第8条 登録者は、バンクの登録を辞退しようとするときは、バンク辞退届（様式第3号）を文化資源活用課長に提出するものとする。

2 文化資源活用課長は、前項の辞退届を受理した時はバンクの情報を削除するものとする。

(バンクの活用方法等)

第9条 センターの長は、有期雇用職員の公募にあたり、バンクに人材情報の提供を希望する場合は、情報提供申請書（様式第4号）により、文化資源活用課長に申請するものとする。

2 文化資源活用課長は、前項の申請があったときは、データベースから求人要件を満たす人材について、個人が特定される情報を除き、センターに対して人材情報を提供する。

3 文化資源活用課長は、提供された人材情報に基づきセンターが希望する登録者に対し、求人情報を案内する。

4 前項の案内を受けた登録者が、採用を希望するときは、センターは、試験や面接等による選考を行い採否を決定するものとする。

(個人情報の取扱い)

第10条 文化資源活用課長は、徳島県個人情報保護条例（平成14年7月29日徳島県条例第43号）に定めるところにより、登録者の個人情報を適正に管理するものとする。

2 文化資源活用課長は、この要項により知り得た個人情報を第9条第1項の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

3 文化資源活用課長は、この要項により知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、バンクに関し必要な事項は別に定める。

附則

この要項は令和3年6月1日から施行する。